

「補装具装用訓練等支援事業」等における機器の使用に関する運用内規

1 目的

この内規は、石川県リハビリテーションセンターが実施する「補装具装用訓練等支援事業」等に関して、使用する重度障害者用意思伝達装置等のコミュニケーション機器（別紙 1）の運用について定めることを目的とする。

2 使用者

- (1) 石川県リハビリテーションセンター職員
- (2) 協力者（「補装具装用訓練等支援事業」説明会参加機関）
- (3) (1) (2) 以外で施設長が必要と認めた者
- (4) その他、支援に必要な者

石川県内のリハビリテーション専門職、福祉用具取扱業者等でコミュニケーション支援についての知識や経験を十分に有する者。

なお、使用者（4）については、インターネットに接続不可とする。

3 機器の使用

(1) 手続き

- ア 事前に機器使用の予定を予約簿に記載する。
使用者（2）～（4）が使用する場合は、連絡を受けた職員が代筆する。
- イ 使用後は、設定等をもとの状態に戻して返却する。
- ウ その他、手続きについては別添「福祉用具の使用と貸与に関する運用内規」に従う。

(2) インターネットへの接続について

- ア 別に定める機器（別紙 1 ネット接続欄○印）については必要時、インターネット回線へ接続して使用することができる。
- イ インターネット接続は、ほっとあんしんの家 有線 LAN ルーターおよび Wi-Fi ルーター、または県リハビリテーションセンターが管理する無線ルーターを使用する。
- ウ 注意事項
 - ・上記以外の方法でインターネットに接続しない（個人宅の Wi-Fi などは不可）
 - ・インターネットに接続した訓練は、リハセンター職員または協力者が同席する間のみとし、同席しない場合はインターネットに接続不可とし、通信機器の貸し出しは行わない。

4 報告

訓練状況は補装具装用訓練報告書（別紙 2）に記載し、福祉用具借用申請書（別紙 3）と併せて保管する。

5 その他

この内規は令和 3 年 8 月 6 日より適用する。